～65歳以上の方の介護保険料が変わります～

保健福祉課

65歳以上の方の介護保険料は、今金町で今後３年間に必要な介護保険の総費用から算出し、３年ごとに見直されます。

今回の見直しは制度改正による65歳以上の方の負担割合の引上げ、保険料の基準額と所得判定額が変更となりました。

みなさんにご負担いただく保険料は、介護保険を運営するための大切な財源です。必要な時に必要なサービスを利用できるよう、保険料の納付にご協力をお願いします。

介護保険料は次のように決まります

保険料基準額 **72,000円（年額）** ＝ 今金町で必要な介護サービスの総費用 × 65歳以上の方の負担割合 23% ÷ 今金町に住む65歳以上の方の人数

この基準額をもとに、所得によって分かれます（平成30年度～平成32年度）

所得段階	対象となる方	負担割合	保険料【年額】
第１段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者※1で、世帯全員が町民非課税の方 ・世帯全員が町民非課税の方で、前年の合計所得金額※2と課税年金収入額※3の合計が80万円以下の方	基準額×0.45	32,400円
第２段階	世帯全員が町民非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.625	45,000円
第３段階	世帯全員が町民非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額×0.75	54,000円
第４段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.9	64,800円
第５段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額×1.0	72,000円
第６段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	86,400円
第７段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.3	93,600円
第８段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.5	108,000円
第９段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方	基準額×1.7	122,400円

※１老齢福祉年金：Ｔ５．４．１までに生まれた方の一部が対象になる年金で、一般的な老齢年金とは異なります。

※２合計所得金額：収入金額から必要経費相当額を控除した額をいいます。年金収入のみの方は年金収入額から公的年金控除額を引いた額をいいます。

※３課税年金収入額：老齢退職年金などの収入額をいいます。障害年金や遺族年金は税法上非課税扱いとなりこの収入額には含まれません。

【問合せ】総合福祉施設「としべつ」内保健福祉課　保健・医療グループ（☎82-2780）

３月末で終了いたしました。
３月31日までご利用いただけます。

子どもの医療費の助成制度のお知らせ

★「子どもの医療費」の助成

今金町では、平成28年４月診療分より、満18歳までの子どもが医療機関で保険診療を受けた時の医療費の全額が助成されます。※助成を受けるためには、受給者証の交付申請手続きが必要です。

＜申請に必要なもの＞

○子どもの健康保険証　○印鑑　○個人番号（マイナンバー）



＜助成方法＞

○医療機関において、保険証と受給者証を提示すると自己負担なしで受診できます。
○道外や道内の一部医療機関等では、受給者証が使用できません。助成を受けないで支払った医療費は、領収書と印鑑をお持ちいただき、としべつ内保健福祉課窓口で申請していただくと払い戻しを受けることができます。

★①「ひとり親家庭等医療受給者証」をお持ちの子どもの場合

ひとり親家庭などの子どもが医療機関で保険診療を受けたとき、医療費が助成されます。

＜申請に必要なもの＞

○母又は父の健康保険証と子どもの健康保険証　○個人番号（マイナンバー）

★②「重度心身障害者医療受給者証」をお持ちの子どもの場合

身体障害者手帳「１級、２級、３級の内部障がい及び内部障がい４級を重複してもつもの」、療育手帳「Ａ判定」、精神障害者保健福祉手帳「１級」をお持ちの方は医療費の助成されます。

＜申請に必要なもの＞

○本人の健康保険証、障害者手帳、印鑑　○個人番号（マイナンバー）

＜助成方法※①「ひとり親家庭等医療受給者証」及び②「重度心身障害者医療受給者証」共通＞

医療機関等窓口において、支払った医療費（保険診療自己負担分）については、領収書をお持ちいただき、としべつ内保健福祉課窓口で申請していただくと、払い戻しを受けることができます。※大変お手数ですが、上記①または②に該当する場合は当該制度により医療機関を受診してください。１度支払った自己負担分については、払い戻しにより助成させていただきます。

児童手当～６月中には現況届提出を願います

支給対象者

●中学校３年生までの児童を監護し、かつ生計を同じくする父又は母のうち、所得の高い方が受給資格者となります。
※単身赴任の場合を除き、児童と同居している方が受給することがありますので、詳しくはお問い合わせ下さい。
●父母が養育していない児童を監護し、同居する養育者
●未成年後見人や父母指定者（父母等が国外にいる場合）
●施設入所等児童の施設設置者、又は里親

支　給　額

３歳未満	15,000 円
３歳～小学校終了前第１子、２子	10,000 円
３歳～小学校終了前第３子以降	15,000 円
中学生	10,000 円

※第３子以降の数え方は、18歳到達後最初の３月31日までの児童から数えます。
※所得超過世帯については、
児童１人につき　5,000円

所得制限基準額

扶養親族の数	所得額
０人	622 万円
１人	660 万円
２人	698 万円
３人	736 万円
４人	774 万円
５人	812 万円

支　給　月

認定請求をした日の属する月の翌月から開始（一部特例があります）され、支給事由の消滅した日の属する月分で終わります。なお、原則として毎年２月、６月、10月にそれぞれの前月分までが15日（休日の場合は前日）に支給されます。

請求に必要なもの

●認印
●請求者名義の普通預金通帳
●請求者本人の健康保険証または年金加入証明書（請求者が厚生年金加入の場合）
●個人番号（マイナンバー）
※その他必要に応じて書類を提出していただくことがあります。

申請内容に変更が生じた場合

●出生等により、養育する児童の数が増えたとき
●受給者または児童が町外に住所を変更したとき
●町内で住所を変更したとき
●氏名が変更したとき
●受給者の死亡、結婚等で、児童の養育者が変更したとき
●受給者が公務員になったとき又は無くなったとき
●手当の振込口座を変更したいとき
※事由の発生した日（出生等）の翌日から起算して15日以内に必ず届出をして下さい。

現　況　届

児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するために、毎年６月に「現況届」の提出をお願いします。受給者の方には、現況届を送付しますので、速やかに提出をお願いします。

なお、この届出の提出がないと、６月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意下さい。

高齢者交通料金助成事業は
※購入されたバスカードは2020年